○関税暫定措置法施行令第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準並びに関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等及び同条第三項に規定する特別特恵受益国を告示する件（**同**八九）　三六〇

○法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**同**九〇）　三六七

○法人税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**同**九一）　三六六

○登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件及び同法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件（**同**九二）　三六五

○消費税法施行令第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件の一部を改正する件（**同**九三）　三六四

○印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**同**九四）　三六三

○事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（**財務・経済産業**三）　三六二

○事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示（**同**四）　三六一

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第九条第二項に規定する国税庁長官が定める処分通知等を定める件を廃止する件（**国税庁**六）　三六三

○租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十三項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件の一部を改正する件（**同**七）　三六四

○租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十四項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（**同**八）　三六五

○国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（**同**九）　三六六

○消費税法施行令第四十九条第一項第一号に規定する国税庁長官が指定する者を定める件の一部を改正する件（**同**一〇）　三六七

○医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（**厚生労働**一八二）　三六八

○法人税法施行規則第四条の二の二第一項に規定する厚生労働大臣の定める要件（**同**一八三）　三六九

○法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準（**厚生労働・農林水産**二）　三七〇

○事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項を定める告示の一部を改正する告示（**厚生労働・経済産業・国土交通**一）　三七一

○租税特別措置法施行令第六条の二の二第一項及び第三項並びに第二十八条の七第一項及び第三項等の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（**農林水産**六七九）　三七一

○令和四年九月二十六日農林水産省告示第千四百七十六号（租税特別措置法施行令第六条の六第一項及び第二十九条の四第一項等の農林水産大臣が定める件）の一部を改正する件（**同**六八〇）　三七二

○畜産経営の安定に関する法律第二十一条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（**同**六八一）　三七三

○生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示（**経済産業**六〇）　三七四

○生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準（**同**六一）　三七五

○租税特別措置法施行令第三十九条の三十四の三第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示（**同**六二）　三七六

○平成二十一年経済産業省告示第六十八号の一部を改正する件（**同**六三）　三七七

○国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の一部を改正する告示（**同**六四）　三七八

○地方税法施行規則附則第二条の十一各号に規定する拠出金を定める告示（**同**六五）　三七九

○中小企業等経営強化法施行規則第十一条第二項第三号ロに規定する投資に関する契約の契約書の記載事項の一部を改正する告示（**同**六六）　三七七

○租税特別措置法施行規則第十八条の十五第六項及び第七項の経済産業大臣の認定に関する手続を定める件の一部を改正する告示（**同**六七）　三八四

○事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を定める告示の一部を改正する告示（**同**六八）　三八五

○租税特別措置法施行令第十九条の三第九項第二号に規定する対象株式等の区分管理の方法として経済産業大臣が定める要件（**同**六九）　三八六

○平成二十一年経済産業省・国土交通省告示第四号の一部を改正する件（**経済産業・国土交通**一）　三九九

○平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第五号の一部を改正する件（**同**二）　四〇一

○平成二十年国土交通省告示第五百十五号の一部を改正する件（**同**三）　四〇二

○地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示の一部を改正する告示（**国土交通**二八八）　四〇三

○鉄道業の事業適応の実施に関する指針（**同**二八九）　四〇八

○令和二年国土交通省告示第八百五十号の一部を改正する件（**同**二九〇）　四〇九

○令和四年国土交通省告示第四百二十一号の一部を改正する件（**同**二九一）　四一〇

○租税特別措置法施行令に規程する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示の一部を改正する件（**同**二九二）　四一三

（以下次のページへ続く）